(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において使用されず、かつ、適切に管理されていない不良 空家等を解体撤去する工事に係る費用の一部を朝倉市不良空家等解体撤去補助金 (以下「補助金」という。)として予算の範囲内において交付することに関し、朝 倉市補助金等交付規則(平成18年朝倉市規則第44号。以下「規則」という。) に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空家等 市内に所在し、かつ、居住その他の使用がなされていないことが 常態である建築物又は平成29年7月九州北部豪雨の被害を受けて空家になっ た建築物をいう。
  - (2) 不良空家等 適切に管理されていない空家等であって、周辺の住環境等を 悪化させているもののうち、第5条第2項に規定する不良度の判定の結果、評 点の合計が100点以上の空家等をいう。
  - (3) 申請者 空家等の所有者又は所有者の委任を受けている者若しくは相続権 を有する者その全員の委任を得ている者であって、この要綱により補助金の交 付を受けて解体撤去を行おうとするものをいう。

(補助対象)

- 第3条 補助金の交付の対象となる不良空家等は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。
  - (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物
  - (2) 法人が所有権を有していない建築物
  - (3) この要綱以外の解体撤去又は移転に係る補助及び補償等を受けず、又は受ける予定がない建築物
  - (4) 建築物が複数人の共有名義である場合、解体撤去について共有者全員の同意が得られている建築物
  - (5) 不動産業を営む個人が営利目的で所有していない建築物

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の交付対 象としない。
  - (1) 補助を受ける目的で故意に建築物を破損させた場合
  - (2) 既に不良空家等の解体撤去に着手している場合
  - (3) 解体撤去工事請負契約を結ばずに不良住宅を解体撤去した場合
  - (4) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団者しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
  - (5) 申請者に市税等の滞納がある場合
- 3 補助は、同一敷地において1回限りとし、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律127号)第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属 する工作物とその敷地(立ち木その他の土地に定着する物を含む)を除く不良空家 等を解体する場合とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、不良空家等の解体撤去及び処分に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、50万円を限度とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(不良度の判定)

- 第5条 申請者は、補助金の交付申請の事前相談として、空家等不良度判定依頼書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、空家等の不良度の判定を 受けなければならない。
  - (1) 建物の全部事項証明書又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し
  - (2) 位置図
  - (3) 現況写真
- 2 市長は、前項の規定による事前相談を受けたときは、別表に基づき空家等の不良 度の判定を行い、その結果を空家等不良度判定結果通知書(様式第2号)により申 請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 申請者は、解体撤去に着手する前に朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付申 請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に 提出しなければならない。
  - (1) 空家等不良度判定結果通知書
  - (2) 不良空家等解体撤去実施計画書(様式第4号)
  - (3) 誓約書(様式第5号)
  - (4) 解体撤去工事見積書の写し
  - (5) 所有者又は所有者の相続関係者であることが分かる書類(発行日から3箇 月以内のものに限る。)及び所有権を有する全ての者の同意書
  - (6) 申請者の市税等の滞納がないことの証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
  - (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の適否決定及び通知)

- 第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の 適否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の適否を決定したときは、朝倉市不良 空家等解体撤去補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号。以下「決定通知書」 という。)により申請者に通知するものとする。

(解体撤去工事の着手)

- 第8条 解体撤去工事の着手は、補助金交付決定日以降に行わなければならない。 (変更又は中止の申請)
- 第9条 第7条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「決定者」という。)は、申請書の記載事項について変更しようとするときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付変更等承認申請書(様式第7号。以下「変更等申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - (1) 変更後の不良空家等解体撤去実施計画書
  - (2) 変更後の解体撤去工事見積書の写し

- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 決定者は、解体撤去工事を中止しようとするときは、変更等申請書に市長が必要 と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。 (補助金交付の変更又は中止の決定)
- 第10条 市長は、変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の適否を決定し、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第8号)により決定者に通知するものとする。

(解体撤去工事の完了報告)

- 第11条 決定者は、解体撤去工事が完了したときは、当該解体撤去工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、不良空家等解体撤去完了報告書(様式第9号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 解体撤去工事請負契約書の写し
  - (2) 解体撤去工事の領収書の写し(解体撤去工事を行った者が発行したもの)
  - (3) 解体撤去工事写真(施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、報告書の提出を受けたときは、この内容を審査し、必要に応じ現地を調査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、朝倉市不良空家等解体撤去補助金確定通知書(様式第10号。以下「確定通知」という。)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 決定者は、確定通知を受けたときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)により補助金の請求をするものとする。
- 2 市長は、請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し及び補助金の返還)
- 第14条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 関係法令又はこの要綱若しくは規則に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の決定を取り消す理由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、朝倉市不良 空家等解体撤去補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものと する。
- 3 前2項の規定は、確定通知を行った後においても適用するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金返還命令書(様式第13号)により期限を定めてその全部又は一部について返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにした行為に対する第13条及び第14条の規定の適用については、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年朝倉市告示第72号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年朝倉市告示第 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表第1 (第5条関係)

不良度判定基準 (木造及び軽量鉄骨造)

評定区分	評定項目	評定内容	評点	
構造一般の程	1 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が	1 0	
度		玉石であるもの		
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎が	2 0	
_		ないもの		

	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5
構造の腐朽又	3 基礎、土	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱	2 5
は破損の程度	台、柱又は	が腐朽し、又は破損しているもの等小	
	はり	修理を要するもの	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾	5 0
		斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は	
		破損しているもの、土台又は柱の数箇	
		所に腐朽又は破損があるもの等大修理	
		を要するもの	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破	100
		損又は変形が著しく崩壊の危険のある	
		もの	
	4 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破	1 5
		損により、下地の露出しているもの	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破	2 5
		損により、著しく下地の露出している	
		もの又は壁体を貫通する穴を生じてい	
		るもの	
	5 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ	1 5
		があり、雨漏りのあるもの	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも	2 5
		の、軒の裏板、たる木等が腐朽したも	
		の又は軒のたれ下がったもの	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0
防火上又は避	6 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0
難上の構造の		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が	2 0
程度		3以上あるもの	
	7 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0
排水設備	8 雨水	雨樋がないもの	1 0
構造の腐朽又	9 床	ア 浸水により、床が変形したもの	2 5
は破損の程度		イ 土砂等の流入により、床の数箇所に	5 0
		腐朽又は破損があるもの等大修理を要	
		するもの	
防犯	10 防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があ	2 0
		り、防犯上危険であるもの	

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 別表第2 (第5条関係)

不良度判定基準 (鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程	1 基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当	3 0
度		な構造でないもの	
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5
	3 増築が行	増築が行われた外壁(屋外側に増築が行	3 0
	われた外壁	われたものに限る。)又は屋根が適当な	
	又は屋根	構造でないもの	
構造の劣化又	4 基礎、柱、	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 5
は破損の程度	はり又は耐	るもの、漏水があるもの等小修理を要	
	力壁	するもの	
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび	2 0
		汁が目立つもの、コンクリートの剥離	
		があるもの等中規模の修理を要するも	
		Ø	
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄	4 0
		筋が露出しさびがあるもの、コンクリ	
		ートの剥離が多くあるもの等大修理を	
		要するもの	
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危	8 0
		険のあるもの	
	5 壁(耐力	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 0
	壁を除く。)	るもの、漏水があるもの等小修理を要	
		するもの	
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つも	1 5
		の、コンクリートの剥離があるもの等	
		中規模の修理を要するもの	
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさ	2 5
		びがあるもの、コンクリートの剥離が	
		多くあるもの等大修理を要するもの	
	6 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の	1 5
		おそれのあるもの	
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ず	2 5
		るおそれのあるもの	
	7 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 0
		るもの又は防水材料の劣化、屋上部分	
		の破損等により雨もりのあるもの	
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さ	1 5
		び汁が目立つもの又はコンクリートの	
		剥離があるもの	

		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又 は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5
防火上又は避 難上の構造の 程度(防火・	8 外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部 の防火設備が不備であるため防火上 支障があるもの	1 5
準防火地域に 限る)		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部 の防火設備が著しく不備であるため防 火上危険があるもの	3 0
排水設備	9 雨水	雨樋がないもの	1 0
構造の腐朽又	10 床	ア 浸水により、床が変形したもの	2 5
は破損の程度		イ 土砂等の流入により、床の数箇所に 腐朽又は破損があるもの等大修理を要 するもの	5 0
防犯	11 防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があり、防犯上危険であるもの	2 0

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 別表第3 (第5条関係)

不良度判定基準 (コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造)

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程	1 基礎	ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロッ	1 0
度		ク造であるもの	
		イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリ	1 5
		ート造又はコンクリートブロック造で	
		ないもの	
		ウ 基礎が建物の地盤の状況に対応して	3 0
		適当な構造でないもの	
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5
	3 増築が行	ア 増築が行われた外壁(屋外側に増築	3 0
	われた外壁	が行われたものに限る。)又は屋根	
	又は屋根	が適当な構造でないもの	
構造の劣化又	4 基礎、柱、	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 5
は破損の程度	はり又は耐	るもの、漏水があるもの等小修理を要	
	力壁	するもの	
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび	2 0
		汁が目立つもの、コンクリートの剥離	
		があるもの等中規模の修理を要するも	
		<i>O</i> )	

	<u>-</u>		
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄	4 0
		筋が露出しさびがあるもの、コンクリ	
		ートの剥離が多くあるもの等大修理を	
		要するもの	
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危	8 0
		険のあるもの	
	5 壁(耐力	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 0
	壁を除く。)	るもの、漏水があるもの等小修理を要	
		するもの	
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つも	1 5
		の、コンクリートの剥離があるもの等	
		中規模の修理を要するもの	
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさ	2 5
		びがあるもの、コンクリートの剥離が	
		多くあるもの等大修理を要するもの	
	6 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の	1 5
		おそれのあるもの	
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ず	2 5
		るおそれのあるもの	
	 7 屋根(た	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあ	1 0
	だし、小屋	るもの又は防水材料の劣化、屋上部分	
	組が木造の	の破損等により雨もりのあるもの	
	場合にあっ	イたわみ若しくは変形があるもの、さ	1 5
	ては、別表	び汁が目立つもの又はコンクリートの	
	第1の不良	剥離があるもの	
	度判定基準	ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又	2 5
	(木造及び	は鉄筋が露出しさびがあるもの	
	軽量鉄骨		
	造)を適用		
	するものと		
	する。)		
防火上又は避	8 外壁、開	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部	1 5
難上の構造の	口部等	の防火設備が不備であるため防火上支障	
程度(防火・		があるもの	
準防火地域に		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部	3 0
限る)		の防火設備が著しく不備であるため防	
		火上危険があるもの	
排水設備	9 雨水	雨樋がないもの	1 0
推出の廃打刀	10 床	ア 浸水により、床が変形したもの	2 5
構造の腐朽又		/ 技がにより、がが変形したもの	20

		•	腐朽又は破損があるもの等大修理を要	
			するもの	
防犯	1 1	防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があ	2 0
			り、防犯上危険であるもの	

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。